

平成25年度第5回協働支援会議

平成26年1月15日（水）午前10時00分

区役所本庁舎6階 第4委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、太田委員、伊藤委員、  
井下委員

事務局：地域調整課長、濱田協働推進主査、西堀協働推進主査、高橋主任

久塚会長 委員は全員出席しておりますので、定足数は満たしております。では、お手元の資料を確認いたしますので、事務局のほうから資料確認を最初にお願いいたします。

事務局 それでは、資料の確認のほうをさせていただきます。

議題の一つをおめくりいただきまして、資料1が前回の評価会のご意見等を踏まえた「協働事業評価報告書（案）」の修正一覧でございます。

資料1－2が新宿アートプロジェクトの協働事業評価書でございます。

資料1－3が街角スポット活用事業の評価書でございます。

資料2が、協働事業評価報告書の案でございます。

資料3がA3の1枚です。協働推進基金・NPO活動資金助成手引き要領の統合についてでございます。

資料4が、新宿協働推進基金NPO活動資金助成の手引き兼実施要領（案）でございます。

参考資料といたしまして、昨年度のNPO活動資金助成実施要領が参考資料1です。参考資料2といたしまして昨年度のNPO活動資金助成手引きをつけております。それと、日発行しております広報『しんじゅく』で、NPO活動資金助成の参加しませんかというご案内と、公募区民委員募集記事を載せております。

1枚おめくりいただきまして募集案内というのが、こちらのほうにカラー版になっておりまして、裏が申込書になっております。参考までにお配りしております。

以上です。

久塚会長 では、中のところに入らせていただきます。毎回ですけれども、発言のときには各委員のお名前をおっしゃってください。

では、議題の第1番目、平成25年度協働事業評価報告書について、前回各委員から発

言していただいたものを反映させる形できょう完成し、そして次回区長に提出するという形になります。

では、お願いします。

事務局 それでは、前回の12月18日開催いたしました第3回協働事業評価会で委員の皆様からちょうだいしましたご意見をもとに、資料1のほうにまとめさせていただきました。こちらと、あときょうは資料1-2と1-3と資料2をちょっと横に置いてごらんいただきたいと思います。

まず資料2の2ページをごらんいただきたいと思います。座長の冒頭文のところでございます。この座長の冒頭文の下線が引いてございますけれども、ここを具体的にどう直したかというのが資料1の番号1、2でございます。1が下から11行目です。修正前は「事業の参加者からは高い満足度が得られている状況や関係する機関や施設とのネットワークづくりが進められている状況が確認できました」という文章だったのですが、ここは文言整理をしたほうがいいということで、「事業に参加した人たち」からはという表現に直しております。

それと下から7行目になります。ここは「必ずしも多くの区民に十分に認知されたと言いがたい点もあったため、あえて評価を厳しくせざるを得ませんでした」というのが修正前の文章でございました。が、こちらは少し平易な文章に直しております。「厳しい評価結果となりました」というふうに修正しております。座長の冒頭文につきましてはこの2カ所修整させていただいております。この冒頭文についてはこちらでよろしいでしょうか。

久塚会長 はい、よろしいでしょうか。

各委員 了解。

久塚会長 資料1に基づいて3、4、5を順次お願いします。

事務局 それでは、資料1-3でございますけれども、こちらはそれぞれの事業課から実績として出していただきました資料2の評価書の7ページ以降です。こちらの実績につきましては、再度多文化共生推進課と文化観光課に、写真も含めて再確認したところがございます。新宿アートプロジェクトのほうは、こちらは大丈夫ということでございまして、街角スポット活用事業の10ページ以降のところ、こちらを文言を少し整理したところと、街角スポットライブの実施のところ、上から2番目の写真を差しかえております。これでそれぞれの事業課の確認修正は済みましたということで、ここはご確認いただきたいと思います。

久塚会長 写真が入ったということですね。

事務局 はい。次です。13ページ以降が協働事業評価書の新宿アートプロジェクトのところでございます。こちらは見え消し線でどういうふうに修正したかというのがわかるような形で資料1-2と1-3ということでお示ししてございます。

まず資料1-2のほうをごらんいただきたいと思います。ここで外国人、日本人ということと、あと外国籍とか区民、地域住民といろいろな言葉が混在していたところがございます。ここでは言葉の統一を図ってほしいというご意見がございまして、これにつきましては昨年の評価書に合わせた形で表記を修正しております。昨年の評価書では「外国にルーツを持つ若者」と「地域住民」という言葉になっておりましたので、そちらで2年目の事業ということで合わせて修正しております。それが1枚目でございます。

おめくりいただきまして2枚目の①、評価コメント①です。事業における区民ニーズや課題のとらえ方というところがございます。こちらも外国、区民といろいろな言葉が混在していたのですが、こちらも「外国にルーツを持つ人」ということと、あとは「地域住民」という言葉を入れております。ここは言葉の統一ということで修正させていただきました。

久塚会長 まず言葉の統一のところですか。ほかに細かくありますけれども、言葉を統一したというのが第1点目。

事務局 それとこちらは特にご指摘はなかったのですが、わかりやすい文章ということで下の3行です。「なお、事業の実施に当たっては、フィリピン国籍の子供たちの参加が多く見られる。ので」と前は「ので」だったのですが、「参加者の特性を踏まえ、事業を進めていくことも課題の一つとしてとらえておく必要がある」。こちらは一たん文章の上で切ったほうがわかりやすいのではないかとということで一たん切っております。

久塚会長 「ので」を落としているという形ですね。

事務局 はい。それでは、次、②の事業の成果目標の設定というところがございます。

久塚会長 はい、続けてください。

事務局 はい。こちらは何人集まってどうなりましたということは、確かに実績のほうでは書かれておりますけれども、質的な意味で中長期的に地域社会がこの事業をすることによってどのような変化が起こっていくのかというような表現も加筆してほしいというご意見がございました。ということと、前に黄色く線を引っ張った文章なのですが、地域がどのようになっていけばよいかというような文章のほうのニュアンスに変えてほしいというご意見がございました。それを踏まえまして修正しております。

「引き続き努力を期待したい」「また、活動結果を継続的に区民に発信するとともに、中長期的に地域社会へどのような影響を与え、変化をもたらしていくのか、そのような視点からこの事業をとらえ、目標を設定し、効果測定を行っていくことも必要であったと考える」というふうな修正文にしております。よろしいでしょうか。

では、次に参ります。③協働の相手への期待とその成果というところでございます。こちらのほうが、この課題・期待、黄色い加筆分の一つ同じような文章だというふうに思っ  
てちょっと入れなかったところを、この期間が終わってもこの活動は継続されていかなければいけないということをもっと強調してほしい、この関係を深めてさらに発展されるように期待する文章を入れてほしいというようなご意見がございました。事業自体ではなくて、相手との関係を強調して継続発展させていくというような文章をぜひ入れてほしいということのご意見もございました。

ということで加筆しております。「また、新しい多文化共生のロールモデルの実現という目的を達成し、より多くの区民に事業を展開できたとの検討をされているが、地域参加型の多文化共生の取り組みとして地域社会をどのような状況に変えていけるか等、具体的なイメージを共有しつつ、事業を進めていただきたい。引き続き、この事業が継続・発展することを期待する」というのを加筆しております。よろしいでしょうか。

久塚会長 はい。

事務局 次に④の役割分担の決定方法のところでございます。ここは斜線で消したところが「実現に向けての区の姿勢を示して」ということだったのですが、この区の姿勢というのはどう見ているのかという非常に見えにくいというふうなご指摘がございました。ということで表現を、行政がかかわっている事業というところのPRということで、「区が進める多文化共生社会の取り組みの一環として発信していくこと等も大切であったのではな  
いかと考える」という表現に修正いたしました。

それと次です、⑤のところです。前の文章が「大久保駅周辺」となっておりましたが、これは「大久保地域」ということで、これは事務局のほうで変えさせていただきました。

次、⑥の協働の相手との成果目標の達成度などの話し合いというところでございます。ここの下線の引いた文章なのですけれども、ここは成果目標、重要な文章が二つございまして、成果目標と効果測定について記載した文章でございます。これは逆にしたほうがさらに文章がすっきりしてわかりやすいというご指摘がございましたので、文章を入れかえて補筆しております。「この事業の成果目標については、直接、事業に参加した子供たちの

数や満足度、子供たちの育ちへの影響等とあわせて、子供を取り巻く保護者や地域との関係でも検討しておくことも必要だったのではないかと。前年度からの検討課題である効果測定的手法などは、双方で議論を重ねている状況も確認できたが、他の似たような協働事業等から学ぶこともできたのではと思う」という文章に修正しております。

次の⑦のところですか。こちらは「持続な」を「持続的」という「的」を入れました。最後の改善すべき内容の把握というところでは、「具体的な成果も上げること」という「も」「も」が続いていたのですが、「具体的な成果を上げること」もできた」というふうに文言整理したところですか。

新宿アートプロジェクトの修正箇所については以上でございます。

久塚会長 では、一覧表で言うと4に当たる部分です。赤字が入った部分を、それを含めてご指摘をお願いします。

関口さん。

関口委員 大したことではないのですが、この③のところロールモデルという言葉が出てくるわけなのですが、そのロールモデルと言われてわかる人というのはどれぐらいいるのかなとふと思っていたので、括弧書きで何とやるのですかね、ここでは。

事務局 ロールモデル、実は前に『レッツ協働』を作成する際に調べたら、規範となる人材という言葉が日本語で置きかわるらしいのです。

伊藤委員 モデルだから何かがあって。

関口委員 モデル、そうなのです、どうも役割という言葉に。私もこの言葉がわかったような、わかっていないようなで、よく意味の使い方がいまいよくわかっていない。だったので、読まれる住民の方とか区民の方とか先生方が何なのかというのが。

久塚会長 わかればいいのです。

宇都木委員 多文化共生を担う人材の育成、多文化共生を担う人材の育成の実現、何かそこら辺はちょっと整理してもらって、まず。

関口委員 私もそれでもいいと思うのですが、ただその団体さんがこの多文化共生のロールモデルの実現というのを。

伊藤委員 ああ、使っている意味がね。

関口委員 こうキーワードとかテーマとして使われているので、それはちょっとロールモデルと書かれた多分こだわりがあると思うので、それを何かこう説明してあげるのがいいのかなとか、先ほどおっしゃったように何でしたか。

事務局 規範となる人材の育成。

関口委員 人材の育成、だから人材。

伊藤委員 何かこうやった全体像を言っているのだと思う、こういう形のものでやっていくという、でき上がったものでも。

久塚会長 これ、日本語としてその団体が使ったそのままを入れているわけでしたよね。

地域調整課長 座長、よろしいですか。7ページ、資料2の7ページをごらんいただければと思います。7ページにアートプロジェクトの目的欄がありまして、ここは団体の企画提案書をそのまま転記しているところなのです。ですので、もし加筆、あるいは補筆するとすれば、団体さんがどういう意図でこの言葉を使っているか、団体さんに確認して、団体さんに補筆してもらったほうがもしかするとよろしいかと思いますが。

久塚会長 この子供たちだけを対応するのではなくて多文化的な背景を持っている子供たちが、この地域で一定のきちんとした役割でなくてその主体、保護されるだけではなくて主体として生きていくようにというようなことを考えてこのようなのを。そこまで考えているかどうかわかりませんが。

伊藤委員 何かもっと大きなことだとか、住民だとかも全部引くくめたものでみんながやる役割的なものが入っているのではないかなと思う。

久塚会長 今、山田さんが発言したみたいな手続をとって、結論は事務局と私のほうでまとめてよろしいですか。

各委員 はい。

地域調整課長 いろんな方が報告書を読まれたときに、よりわかりやすい表現というところでいくと、このロールモデルとはどんな言葉がもう少し具体的になるのですかねというようなかたちで団体に確認したいと思います。

久塚会長 はい。

伊藤委員 伊藤ですが、今のところの②の一番最後のところ。ちょっとしたこだわりだけれども、上からずっと来て②の一番下のところ。「効果測定を行っていくことも必要であったと考える」、これ、その前にこの赤字のところは、これからやってほしいようなことが書いてあるのだと思うのです。そうすると、これは「あった」と言うよりも「ある」と、「必要であると考える」となるのではないかなとは思いますが。

過去のことであればそれでいいのですが、これからのことも含まれているとすれば「あると考える」。

久塚会長 はい、では「あると考える」にしましょう。

事務局 はい。

久塚会長 よろしいですか。はい、ほかには。

では、アートプロジェクトは、ちょっと手続をとらなければいけないので、そうしまして、そして最終的なものになりたいと思います。その後のことは事務局と座長のほうに任せさせていただくということでよろしいですか。

では、街角スポットに入りましょう。

事務局 それでは、資料1-3のほうをごらんいただきたいと思います。こちらの最初のページです。まず、消しているところが「対等なパートナーシップにより」というところを消しております。こちらのほうは対等なパートナーシップを進めていたのであればこういうD評価にはならなかったのではないかと、という意見がございましたので、この「対等なパートナーシップにより」というのを消しております。

それと「鉄道事業者」という言葉も、こちらは「企業」という言葉にご指摘のとおり変えております。それとあとは文言の整理です。「本事業が求められて」を「本事業に求められて」です、下から3行目です。「効果的な事業の進め方」ということで、これは前の助詞の使い方が間違っておりました。

1枚おめくりいただきましてミュージアムの、「新宿フィールドミュージアムの展開の中で」の「の中」は消したほうが良いというご指摘がございましたので「展開で生かしていくことが、区・団体双方から示された」。それと、こちらは新しい言葉に直しております。「明らかになった事項を」ということと、最後のところも「新宿フィールドミュージアムの中で」の「の中で」を消して「ミュージアムにつなげて反映できるよう」という言葉に直しました。

次です、評価コメントのほうの②事業の成果目標の設定になります。こちらは「ボランティア人材」というふうな言葉になっていたのですが、これは非常に専門的な表現でしたので一般的な言い方に変えております。「力量ある区民やボランティア等を発掘することも」というふうに変えております。

それと③の協働の相手への期待とその成果でございますけれども、こここのところをもう少しわかりやすく表記を変えております。「事業を実施する上での問題意識は一致し」というところを「街角スポットの発掘や発掘したスポットでの事業展開に対する考え方は共有されており、対等なパートナーシップによる関係は構築できていると考える。しかし、実

施団体は」という表現に変えております。

それと、下から3行目になります「初年度」というのを「前年度」に変えております。

次に④でございます。④は「街角スポットの場と利用団体に偏りが見られる」という「利用団体」というのをちょっと語弊が生じる言葉ですので、これは事務局のほうで「参加団体に偏りが見られる」、いわゆるこの芸団協さんが見立てた団体さんを投入するという、そこら辺のことで「参加」に変えております。

次に⑤のところでございますけれども、こちらは表記をやはりわかりやすく変えております。「また、『街角スポット』や実施団体の選定、商店街への広報などについても、区のかかわりを強める必要があったのではないかと考える」というふうに変えております。

それと⑥のところです。「自律的」の「律」が「立」というふうに、それと「確保等の課題」の「課題」をとっております。

次に⑦でございます。こちらもよりわかりやすい表現に変えております。一つが「等」を消したことと、あとは「身近なこうした楽しむ機会を確保するとともに、直接、参加できる」というのを消しまして、加筆した言葉が「身近な場所での文化芸術への参加・鑑賞の機会を確保することや、地域の活性化につなげていくということではないのだろうか」ということと、「地域センターを単位とした」というのを「地域センターと各地域を単位とした」という表記に変えております。

街角スポット活用事業については以上のところを修正しております。

久塚会長 よろしいですか。はい、伊藤さん。

伊藤委員 またちょっと気がついてしまったところがあって、この先ほどのところもそうなのですけれども。まずは総合コメントの上から6のところ「区・団体」というのがあるのです、団体という言葉が。次に③のところの上から3行目の「事業実施団体」とある。それから、「実施団体」というのがある、言葉が3種類。普通名詞として団体を使うときにはいいのだけれども、この事業実施団体というのと実施団体というのとそこら辺の統一が必要ではないかなと思うのですが。

先ほどの街角アートのときもそうだったのだけれども、総合評価コメントの「本事業は、これまで実施団体が地域の中で取り組んできた」というのと、それから後にいくと「団体」というのが出てくる。これはどうなのかなと。実施団体、実施団体でいくのもおかしいのだけれども。

久塚会長 これ、使い方ちょっと完全に一致、一つにするとややこしい話が出てくるの

で、総合責任として使うときにはこうあったほうがいいなというときには「団体」だよね。で、実際にそれを評価するときには「実施団体」にする言葉になるので、上の5～6行目、今年度の取り組みとして区・団体が事業を展開し、活用場所の確保、具体的に事業にかかわっているのであればこの使い方で、抽象的な意味でそのいわゆる基本の団体かどうかは別として、そういうふうに参加してくる団体がという場合には「団体」という使い方に分けてもらう形でいいですか。

伊藤委員 それと今、先生が言ったこのところを流用すると、この計画の3番目のところの3行目、事業実施団体、事業がついているのだけれども「事業」は要らない、実施団体です。当然ここに入って事業をやっているのだから。

事務局 はい。

伊藤委員 そんなのでちょっと感じました。

久塚会長 では、これも具体的にどうなったかということで、誤解のない範囲でできるだけ統一、形だけ統一すると。画面上でこれをこれに変えるということをする意味がずれてしまうことがあるので、だから意味をちょっと考えなければいけないですね。ここでのようにしなさいというのはなかなか難しいかもしれませんが。事務局と私のほうで気がついたところを、その用途に合わせるような言葉にできるだけしたいと思います。

事務局 はい、ありがとうございます。

久塚会長 ほかにありますか。事務局のほうはわかっていると思うけれども、例えばこういうことです。この事業については実施団体と区民が報告をしているかどうかということが団体の性格や何だと言ったときには、もうその2番目のところは実施団体と言うと変なわけ、話になるので、フィルターにかけるときにはいわゆる団体です、評価基準のない。

ところが、具体的なものだとするときには実施団体とすると。難しいかもしれないが、頭の中にそういうイメージを持ちましょう。ほかは大丈夫ですね。

では、資料1-2と1-3を使ったもの、あるいは資料1を使った第1番目の議題はこれで結論を得る形で修正をつけて、次回区長に提出できるようにしたいと思います。どうもありがとうございます。

2番、議題の二つ目ですけれども、26年度の協働推進基金NPO活動資金助成についてです。では事務局お願いします。

事務局 26年度のNPO活動資金助成につきまして、資料3、資料4、参考資料1、参考資料2をもとにご説明いたします。去年講演会を実施しますというお話をしまして、

宇都木さんと太田さんにやっていただくことになりましたが、日程が確定しましたので先にそれをお伝えしたいと思います。3月の上旬に行いますが、宇都木さんが3月5日の午前中、太田さんが3月7日の夜の部分で実施しまして、時間と場所については次回の会議でチラシを配布しますので、お知らせしたいと思います。

それでは、中身に入っていきます。例年4月に助成金の募集を開始しまして、一次審査、二次審査を経て助成金の実施団体を確定しておりますが、それに当たって事務局では実施要領と手引きというのを二つ例年つくっております。その両方を説明会に参加した団体にお渡しして助成金について説明しておりますが、今回その提案制度と同様に要領と手引きをまとめた形で提示する方向にしたいと思ひまして、そのまとめた形でよいかというのをご審議いただきたいと思ひしております。

その理由としては手引きと要領の中身、目次ベースで見っていきますとかなり重複している点が多く、説明会に参加した団体も一つの資料として見てもらったほうが助成金についてわかりやすいのではと思ひましてこの案を提示しております。

では、中身に入ってよろしいでしょうか。

久塚会長 はい。

事務局 資料3をもとに説明をしますが、まず実施要領と手引きでどのような点が重複しているかにつきまして、このA3の左側の部分で説明したいと思います。一番左にあるのが25年度版の実施要領の目次です。その隣にあるのが25年度版の手引きの目次となっております。一番左の実施要領をベースに見ていきますと、各項目で黒字で書かれている項目、この黒字の部分というのは手引きと同じような情報が入っていて重複している部分を指しております。

そして、青字で記載している部分、6の申請方法、7の助成申請の募集期間、10の助成の日程、この三つというのは要領には書いてあって手引きには載っていない記載箇所となっております。この青字以外が重複しているところもあったので、今回手引きに統合したいと思ひているのですけれども、方向性としましてはまずこの青字の部分を手引きの中で見ますとⅢの5に助成の流れという項目があるのですが、そこに入れ込むことによって、実施要領に書かれている情報というのはすべて手引きに集約した形にしたいと思ひしております。

その手引き（平成25年度）と書かれているところを見ていただきますと、色が赤、オレンジ、青と書かれている部分がありますけれども、この手引きの目次ベースで見ますと、

まず赤字の部分に着目していただきたいのですが、ⅠのⅠで協働推進基金とは、ⅠのⅢで協働推進基金とNPO活動資金助成、ⅢのⅠでNPO活動資金助成とはと三つあるのですが、助成金と協働推進基金の趣旨が記載されている箇所が3カ所ありましたので、そこは集約した形でまとめたいと思っております。

そして、緑色の部分の説明に入りますが、この赤字の部分を集約することによって、手引きの平成25年度版で言うローマ数字のⅠ、協働推進基金とNPO活動資金助成の概要という項目とローマ数字のⅢ、助成の方法というのを統合した形で平成26年度版の手引き兼実施要領というものをつくっていきたく思っておりまして、この緑色の矢印のとおりローマ数字のⅠとローマ数字のⅢを合体した形で、平成26年度版でいきますとローマ数字Ⅰ、協働推進基金・NPO活動資金助成という項目にまとめて、最初に趣旨を説明して助成金の助成の方法を説明する項目をつくりたいと思っております。

続いて青色の項目を見ていきますと、手引きの平成25年度版で助成の流れという項目がありますが、こちら実施要領から申請方法、助成申請の募集期間、平成25年度NPO活動資金助成の日程というのを要領の部分から組み込むことによって、こちらで助成の流れという項目では申請、助成の申請から交付決定の流れ、いわゆる全体像を記載する項目になります。そのためできる限り冒頭で説明会参加者にご説明したほうがその申請の流れがつかめると思いましたので、26年度版の手引き兼実施要領ではローマ数字ⅠのⅡの部分、青字の部分のところに持っていきまして、ⅠのⅠで協働推進基金・NPO活動資金助成とはという趣旨を説明した後に助成の流れという形で助成の全体像をつかんでもらう項目を入れております。

その他の部分というのは、記載内容については変更がないのでそのまま昨年度の内容を入れる形で考えておりまして、最終的に三つの構成の手引き兼実施要領で考えております。ローマ数字のⅠとして協働推進基金・NPO活動資金助成という項目で趣旨を説明して、助成金の流れ、助成金の総額であったり助成額、または区の助成の基本方針、審査基準などをご説明して、ローマ数字のⅡの部分では助成金の申請の前提となるNPO活動団体登録についてご説明して、ローマ数字Ⅲのその他の部分では申請の基本的には記載例を載せている箇所という構成となっております。

最後にオレンジ、手引きの平成25年度版の中でオレンジ色で書かれている「寄附をするには」という項目がこれまであったのですけれども、こちら寄附の仕方を記載しているページとなっております、こちらこれまで説明会での参加者にしか手引きを配っていな

ということがあり、寄附をする側に向けた資料ではなかったもので、この「寄附をするには」という項目は、平成26年度版には削除した形で掲載したいと思っております。

説明は以上となります。

久塚会長 説明会の際にこれを反映したものが資料4になるのですが、次回の説明会では参考資料の2あたりになるとパンフレットと両方配布していた。中身を見るとかなり重なっているのがあって、実施要領というのは実施の中でどうするかというためのものだけれども、手引きの中にも実施要領からとかという形ではなくて、手引きではなくて独立して手引きを配っていたと。今度（案）と書かれた資料4のほう、これを配布するに当たっては今度は説明会の際には実施要領と書くの？

事務局 予定では実施要領に書かれている内容というのが、手引きにも反映される形になるので、兼用という形でこちらだけを出す方向でいました。

久塚会長 ということで、こちらのほうには赤で実施要領というのが括弧の中に入っているのです。形はこう寄附をするときにはどこかで寄附を集める行為をしなければいけないとは思いますが、これとはちょっと意味が違うので削除して、ここでは削除している。

事務局といろいろお話ししていたのですけれども、各委員にこれでよろしいかということなのですが、私自身が少し気にかかったのは実施要領、プールみたいな形であるこの基金助成の資金助成というものが、どういうところで基本的に行われていますよというようなことをどこかに入れたらどうかなという気持ちはあったのですが、でもこの形によれば構わないですけれども、要はお金をもらえるためにはこれでいいということなのだけれども、もうちょっと課題を見るとこちらのほうに、末尾のところは何とかこう、ただこれも全部こちらには反映されている。実施要領ということではなくて、文言は入っていないが。

だから、こういうのに該当すれば50万なら50万、30万なら30万ということになるということなので、きちんと新宿区の事業としてやっていますよということをもうちょっと鮮明に出すかどうかという話だろうと思います。こだわることではないということであればこれでいいと思います。ご意見ないですか。

宇都木委員 先生の言ったそもそもの基金だとか助成金だとかというのがどういうものかというのがここに入っているのでしょうか。

久塚会長 一番最初にです。で、この要領の例えばこちらの場合だけ見ると、助成の基

本方針でNPO法人が行う次の条件を満たした事業に対し区が資金助成を行う、どっちかと言えば区がこういうことをきちんとやりますよというふうに見えるものが、手引きになると何かこういうのに該当するとお金をもらえるよに近いバージョンになってくるわけです。

そこまでこだわらなくてNPOを元気にするだけでいい、そういう事業なので、その気がつくところは気がつくでしょうということによければいいということであればいいということなのですけれども。今、宇都木さんが発言あったようにその趣旨というところにもう書いてありますので、その基金はこういうものであって、それで例としてこう書いてある。1ページの下の区に登録したNPO法人ということで内容は全部含まれています。

だから、逆に申請することを希望するような人たちには、全部の疑問部分で同じ文言を見てわかるように、要領をそのまま入れた基準なんか審査基準になっている。委員の方がこれでいいということであれば、私はこれは端的でこれでいいかなというふうに思いますけれども。では、竹内さん。

竹内委員 内容で一つだけすみません、2ページ目の一番上の1になっているのが2の間違い。

事務局 はい、修正します。

竹内委員 それと今の基金の話なのですけれども、前回のものには触れていないところが入れてあって、表題が推進基金活動助成の手引きとなっていて、推進基金についてはやっぱりある程度何かこう別のパンフレットで何か出すのでしょうか、例えばこの最後に入れるとか、何かそういう工夫をしておいたほうがいいのかというようなことがちょっと。

久塚会長 これはあれですよ、毎年変わる、改訂版になる？毎年変えて？

事務局 実施要領については毎年変えている部分は、日程に関連する部分です。

久塚会長 バージョンが日程で、これが日程に反映されて、それだけ上書きするために変えてつくられているという形になりますけれども、これを。

竹内委員 いや、要領ではなくてすみません、この推進基金のほうの内容です。寄附をするにはとか、要するに推進基金の何か別のパンフレットがあるわけですよ。

久塚会長 はい。

竹内委員 どんな仕組みでどうなっていて、どういうふうになって受け手になってますよという、何かこの基金についてわかるような内容を後ろにつけたらどうかなと思った

のですけれども。これは単なる助成だけのための案内書になっているのだけれども、助成と基金を別分けに今しようとしていますよね。単純に助成だけこれを見ればいいよという話なのだが、その成り立ちが。

久塚会長 はい、では事務局から。

事務局 助成金というのは団体さんにお金を助成するだけではなくて、基金を財源としていますというのは、やっぱり申請いただく団体にも知ってもらいたいとは思っているのです。その中で1の冒頭の協働推進基金とはというところで、基金とはこういう仕組みで助成していますよというのをご説明していきまして、寄附をするにはというところを削除した理由としては、基金についてのパンフレットと、『新宿NPO』という冊子の中で寄附の仕方というのは紹介していきまして、それは区民向けに区のパンフスタンドなどに常時設置しているので、そこから見てもらうものにはなるのです。

ただ、こちらの手引きだけに関しますと、これを基本的に手に入る方というのは、ホームページ等には載っていますけれども申請される団体にほぼ限定されてしまうので、寄附に関する寄附の仕方の方法については削除を今回させていただいております。

久塚会長 何というかチラシみたいなのをつくりますよね、あの寄附も。

事務局 はい。

久塚会長 あれはこの中にこうベタッと、別で配る、当日は配る？説明会に来た人たちの中には今回申請はあれだけれども、自分は寄附をしてみたいと思ったら寄附申請は。

事務局 そうですね、説明会の方には『新宿NPO』という助成金の冊子を配っているのです。これまでどんな団体が助成されてどんな事業をやっているという内容と、あとは寄附の仕方、その協働推進基金で助成金は成り立っていますよというその趣旨説明も入っている冊子をお渡しはしていますので、そこから寄附をもし実際に申請する団体がしたいという場合もその寄附の仕方というのは把握することができます。

久塚会長 そうだね。そうすると説明会にというのを、もうちょっと内容的に申請する人たちだけではなくて、助成のもとになる基金についての説明みたいなのも少し全体の中で説明していただいて、そもそもどういってお金でできているのだろうと思う人が1人でもいれば「ありがとう」と言うことができるので、そういうふうにしでしょうか。

事務局 はい。

久塚会長 では、要するに最後になりますけれども、同時に竹内さんが言ったみたいに両方ができるような形でそれを。

宇都木委員 先生。

久塚会長 はい、宇都木さん。

宇都木委員 これはこのパンフがありますけれども、その1ページに、最初のページにあるこの協働推進基金・NPO活動資金助成、この内容は変えないのでしょうか。

事務局 こちらの内容で変更しません。

久塚会長 そのまま。

事務局 赤字の部分というのは実施要領から抜き取りました。

宇都木委員 抜粋したやつだからね。

事務局 はい。

宇都木委員 うん、それはそれでわかった。基金ところだって変えないのでしょうか。

事務局 その基金等は変えずに、その基金をもって成り立っているという趣旨というのは、本当に手引きの一番最初で説明したい部分ですので。

宇都木委員 方法としては括弧して寄附、基金への寄附については別紙を参照してくださいとか、別紙を参照してくださいとか。

伊藤委員 何々で、冊子で何々がありますと。

宇都木委員 うん、そのぐらい入れておけばそれでいいでしょう。

事務局 はい。

伊藤委員 伊藤です。あくまでもこの説明会のときは申請する団体ではなくてもそういう寄附をしたいという団体もいいのだよね、来ていないけれども、本当は。だから、今、宇都木さんが言ったようにこころ辺を入れておけば、何かの形でそういう寄附の団体も来れるような、あるといいね、というふうな。今聞いていて思ったのだけれども。

竹内委員 いつかどこがどのぐらい出されていて、年度でどうなっていて、区がどのぐらいというのを出されば何か出しておいたほうが。

事務局 『新宿NPO』にその内容は掲載されています。

竹内委員 公開になる。

宇都木委員 それは寄附なのだから公開しないとまずい、というか内緒で使ってしまう話ではないのだから。

事務局 事務局ですけれども、冊子の中で寄附については、これまでの基金の残高を紹介している部分と、約2年間分の寄附者の紹介、あとは寄附の方法について紹介してあります。

伊藤委員 そもそもそういう寄附をしている人が少ない。

関口委員 ちょっと素朴なのですけれども、すごい根本的なお話なのですが、だからつまりこれ新宿区への寄附を促進するのか、NPOへの寄附を促進するのかというところがありまして、あまりこの協働基金への寄附を促進するという方向になってしまうと、本来はNPOに直接寄附が行くような寄附を促すべきなのです。

久塚会長 ああ、はい。

関口委員 自治体が積極的に寄附を集めるのは自粛せよみたいなこともあったりとか、政府も最近寄附集め始めて、もうその税金だけでも大変なのにNPOからの寄附もそっちに流し込んでしまおうみたいな論法もあるわけなので、そこら辺はちょっとこうバランスが難しいとは思いますが、協働推進基金にどんどん寄附してください、寄附してくださいと集めることが果たしていいのか。

そうではなくて区民の皆さん、こっちでもいいけど身近なNPOに寄附してくださいという訴え方がいいのかというのは、ちょっとここは何でもかんでもこっちにくださいということになってしまうと、結局その我々が介していますけれども、行政の采配で配分されると税金と変わらなくなってしまうので、そこら辺は市民なり区民がやっぱりNPOを直接支えるというのが望ましい図ではないかと思しますので。

久塚会長 はい、はい、それはよくわかります。

関口委員 はい、だからそこはバランスで。

久塚会長 これは預かった基金の利子、利子補給とかいうことはあったのだけ。

事務局 よろしいですか。基金のほうは新宿区で財政調整基金とかいろんな基金が、福祉活動基金とか。それを取りまとめて会計室のほうで運用しています。その運用利息が四半期ごとに残高に基づいて配当されて、年度末残高として、ですから約1,500万の部分で年利が何%という形で会計室のほうから配当されるというような形になります。

久塚会長 だから、直接こう寄附ということはどう考えるかというのは非常に難しく、この委員会のときにはそれがある意味ではでっかいことになるわけで、直接ではなくてこちらがよかろうということ。それから、寄附をしてくれた方がどういうことを目的としたところに優先的に助成してくださいという希望を出せる形になっているわけですから、ある意味。

だから、これ関係とか、だから直接の流れは制度的につくっている。それで税との関係でどうこうという具体的なことではあるのだけれども、行政自体がこのような形で基金を

つくってNPOへということについては考え方が幾つかあるということです。関口さんのような考え方も一つの考え方だし、そうしないことによっていわば適切なのか、そういうところに流れるだろうと。いや、そういうことが適切かどうかは別として、個人が自由意思で危ういところにも寄附してもいいのではないかという、全くフリーでいくのかというのは、それは大きく分かれるところ、希望によって分かれる。

アメリカなんかはそっちに近い寄附文化ということもある意味では基本的な文化だけでも、日本はちょうど中間みたいなところで、お役所が間に入ってくるということは多いので、それをこの新宿区のNPO活動資金助成というものがそれをどういうものとして位置づけるかということに大きい話が関口さんから振られた考え方だということだと思います。

新宿区に来たもので新宿区の事業として助成しているのだけれども、結構委員会としてはこれはいいとか、これは悪いとかこういうようなので審査しているので、関口さんの言い方で言うと、どこに渡されてもいいのではないかみたいな話になってくるのだろうとは思いますが。

宇都木委員 難しく考えないで過渡的処置として考えればいいのですよ。だから、NPOと市民の側がまだつながっていないから、それを行政の政策としてそこを拡大していくための委員の今の活動の一つとして行政が間に入って寄附を集めて再配分すると。そのことが日常化して発展していけば直接市民と寄附する側とNPOにつながっていくというのを今その助走したばかりだから、そういうふうに考えていけば、まあ、この程度かなと。

千葉の市川だっけ1%、税金1%私はNPOにやりますとか、それ行政がそう言って音頭をとって、もう政策としてやっても市民が動かなければ意味がない話なので、あるいはまたそのNPO、その対象となるNPOというのは何かというのが市民の中にちゃんと教育されていて、みんなが思い浮かべて私はここに、私はここにいうところまでまだ行っていないから、過渡的な処置として、行政の政策としてそれがそういうふうに発展していくようなこの位置づけという。なくても自分で考えたほうが素直なのではないでしょうか。

久塚会長 協働推進基金とはいうところにそういうふう書いてあります、最初のところで。

宇都木委員 途中で議論したんだよね。

久塚会長 1月ですから、私はいろんな議論があってもいいと思いますが、このままの

形でよろしいですかね。

各委員 はい。

久塚会長 では、最終的には赤が入ったところを、赤を黒にしてこの形でやることにして。

関口委員 すみません、もう内容を細かいことについて。

久塚会長 はい。

関口委員 では、ちょっと何点かあるのでよろしいでしょうか。大もとは別にそれで構わないと思います、バランスを持ってハンドリングしてもらえばと思うのですが、細かいところと言うと、7ページのところなのですが。

久塚会長 7ページ。

関口委員 はい。よくよく読んでみると結構入り組んでいるなと思ったのですが、まず登録するときに確認書とパンフレット、定款、年間役員名簿、登記事項証明書と収支計算書と事業報告書が要ということが書いてあって、助成の申請をするときに申請書プラス事業書とか、あと貸借対照表が要ということなのですが、ちょっとNPO側からするとそれだったらもう登録するときに全部出すよというか、東京都、所轄庁に出すワンセットがあるのです、毎年度、毎年度事業報告書と活動計算書、貸借、財産目録、役員名簿とかそういうワンセットがあるので、それだったらもう登録するときに全部出させてもいいのではないかなとは思ったのです。

もしこの何か書類を、今年度は最悪間に合わないとしても整理したほうが、何で財産目録入っていないのか、貸借要らないのかということところは、何か改めて見ると少し何か理由があるのですか。

事務局 よろしいですか。一つは実はこの登録するときの添付書類というのは、基金の施行規則で定めています。ですので、もし書類をふやすとすれば規則の改正が必要になってくるということなのです。

それとあと、もともと登録の要件というのが区民向けに活動しているかどうか、あるいは新宿に本拠地があるかどうかということを確認するためということで、その必要最低限の書類ということでこのラインナップで登録するときはそろえているのですが、貸借対照表については実は基金の助成審査のときに委員の皆さんからご意見をいただいて、実際に非常に短期借入金が多いNPOがあって課題になったりとか、あとは過去に助成をしたNPOが実際に破綻してしまったというようなケースも実はありました。それを確認

する意味での貸借対照表は助成金の申請をするときには添付していただいたほうがいいのではないかとということで特別にリクエストしているようなものです。

あと、登録団体、今全部で120超の団体があるのですけれども、例年の実績でいきますと助成金申請が出てくる団体数というのは、ここ23年度から25年度ぐらいで言うと10団体前後というようなところですので、実際に審査の中でお使いになるのは登録団体の中の12分の1ぐらいの数であったりというところはあると思います。

宇都木委員 そうそう、そういう歴史があったのだよ。助成したのはいいけれども倒産してしまって助成金も返せないなんていうことがあるのだ。倒産したら返すことになっているのだ、事業を遂行できなければ。それはそうだよな、ただでやっているわけではないのだから。

関口委員 はい、わかりました。あと財産目録は別に要らないというのは何か理由があるのですか、貸借だけにした？

宇都木委員 一番金の流れがよくわかる。

関口委員 まあ、でもわかると言えばわかるのですけれども、より詳細に調べたければ財産目録も。

宇都木委員 いや、必要ならそれをもらえばいい、危ないと思ったら追加して請求すればいいのだ。

伊藤委員 貸借対照表があれば平気だよ。

宇都木委員 大体わかるよね。

関口委員 どっちに振ればいいのかわからないのですけれども、基本的にNPO法人のいいところは情報が都庁のホームページを見れば公開されているので、あえてここでもらわなくても。

久塚会長 今、関口さんからの指摘のあったことでちょっと気がついたのですけれども、この7ページの提出書類と添付書類の最初に登録するときとあるじゃない、冊子の中に。これ、冊子を見ると6ページまで登録について何も書いていない。次のページに登録が入っているので、この表を見たときに登録するときって、えっという。前年度は登録というのが2ページぐらいから団体登録のことがあって、で、登録するときでこういう団体ができますよと、必要な書類というのが9ページに出てくるので、中に落とし込むことができるので。

ことしのやつは、7ページの登録するときというのが次のページに団体登録が出てくる

のでどうなのかなという意見みたいなのが。関口さんの指摘とは違うところで気になったのですが。

伊藤委員 私もです。8ページでNPO活動資金助成に申請するにはNPO活動団体登録が必要と出てくる。だから、これが最初に来たほうがいいと思うのだ。

久塚会長 助成のところの中に助成の手続までこう入っているでしょう、新しいバージョンは。だから、手続で順番に来ているから、そもそも概要で全体が見えている中に書類がうまく入ってきている。

野口委員 2ページ目に助成の流れというところに新宿区にまず登録ということになっていますから、それでやっぱりこの登録というのはやっぱり一番前に持ってくるのが説明の仕方として一番いいのではないかなとは思いますが。

宇都木委員 だから、これ3が登録にすればいい。それで登録の手続があるから、あとは別紙に、別記にせよみたいな。

久塚会長 いや、それぞれが大きいのですよ、やっぱり。登録もでっかいテーマだし、基金もでっかいテーマだし、申請もでっかいテーマだというふうになっているので、みんなが大きいテーマの中なのでアウトラインでこう何かうまくできればね。基金の説明。

宇都木委員 そうか、そうか、そういうことなのだな。最初に全部総論を持ってくる、だからそれはそれでいい。

久塚会長 だから、このまま生かすとすれば、先ほど言った7ページの提出書類と登録するときということが前から4行、登録とは実はどういうことと初めて出てくるので、登録団体じゃないとできませんよということがここで初めてわかる。図のところも流れでわかりますけれども、そうすると、何かいい方法がないかな。

事務局 事務局です。後ろに今回団体登録というのをに入れてしまっていることがあるので、入れた理由としては、申請に来られる団体のほとんどが登録している団体が多かったというのがあって、説明会では説明を省略していたことが多かった箇所です。なので、登録していることを前提として、助成金の流れを説明する形で今回こういった形をつくったのです。

ただ、7ページで弊害が出ているので、このベースで今2パターンちょっと思いついている部分があるのですが、一つは7ページの部分を順番的にはその他の1番目に持って行って、提出書類と添付書類という項目にするというパターンと、あとは今、2ページで助成の流れと入っていますけれども、最初で新宿区に登録となっているので、この助

成の流れのとおりに手引きが見れるようになればわかりやすいのではというがあるので、助成の流れの次にNPO活動団体登録も、去年のバージョンに戻すという二つの今パターンがあるかなとは思っております。

伊藤委員 伊藤ですけれども、今のこの新宿区に登録とあるじゃない。このところに吹き出しをつくってか、横のほうに助成は登録団体に限るとかを入れておくと、後ろのほうにあっても、ああ、登録はこういうふうにすればいいのだなというところまで頭に通って。何もこのところに、頭に、2ページのところに入れてしまうという手もある、簡単に。登録方法は何ページだと。

野口委員 何ページ参照なんて。

伊藤委員 そう、そう、そう、そうすれば別にこのとおりでもいい。

野口委員 構わないね、うん。

久塚会長 訳を入れて何ページにこうしてあると書く。

伊藤委員 登録方法は何ページ参照というふうにごこのところに入れておけばいい。

地域調整課長 すみません、座長、事務局です。よろしいでしょうか。今、各委員からご発言ちょうだいしましたので、次回2月5日に向けてもう少し整理をさせていただきたいと思っております。いずれにしても既に登録している団体が補助金の申請をする、助成金の申請をする場合、それから新規で登録から入っていかなければいけない場合と両方あると思っておりますので、そのパターンで乱暴に言ったときに登録団体であればこのところは読み飛ばしてもいいですよというところがあれば、何かそういうところもちょっと注釈つけるとかそういうやり方もあると思っておりますので、もう少し流れに即した形で直させていただければと思っております。

久塚会長 はい。

宇都木委員 登録の団体は9ページから始めましょうと、こう書いておけば。

久塚会長 さっき言った関口さんの質問はそれに重なるところなのです。

関口委員 ええ。

久塚会長 この制度区分、助成だけで言うと書類は目的外に使わない、本来でない登録はいいと。ただ、NPO一般的なことで言うと、ほかの所轄にかかるものについてはそれを求めると。申請するときにはまたプラスの書類が要するという、制度趣旨に合わせた形になっているので、書類も登録するときには本当の登録の関係ではこれだけでいいということになっているわけですから。二重に面倒くさいなという感じにとらえるのか、制度に合

寄せた書類だけでいいので、申請するときにはまたプラスのものが要りますよということとどうなのかと、いいんだとは思いますがけれども。

宇都木委員 わかりやすくつくったほうがよりいいです。

久塚会長 うん。

関口委員 では、すみません。ちょっと残りの細かい部分ですけれども。まず一つは6ページのところで審査基準、前ページまで審査基準が書いてあって、次はもう取り消しと返還についてということが書いてあるのですが、これは単なるアイデアなのですが、その実施に当たっての注意というか、実施期間中ちゃんと広報を頑張ってくださいとか、一般的な注意事項みたいなことがその中に織り込まれてあってもいいのかなと思いました。

あとは7ページのところの米印1の確認書のところなのですけれども、助成の審議等を行う新宿区協働支援会議の委員が、当法人の社員または正会員等でないことを確認する書面とあるのですが、これ、多分言いたいところは、要はその関係者ではないことということと言いたいと思うので、社員というのはイコール正会員ですから、ここで言えば多分一番この趣旨に合っているのは当法人の役員または正会員等でないことを確認する書面。役員のほうがより関係性は深いので。ここは役員にしたほうがいいのではないかなと思いました。

ということと、あとは8ページのところで、これももしかしたら何か施行規則とかで決まっているとちょっと変えるのは難しいとは思いますが、登録できる団体の(3)と(4)のところが特定非営利活動ではなくて非営利活動というふうになっているようなので、意味が。

久塚会長 その最後のところから、特定が入って何が何の意味があるのか。

関口委員 これは「特定」を入れたほうがいいのかかと。

事務局 はい、確認します。

関口委員 最後9ページのところで、これはもう法改正の結果なのですけれども、事業報告書等の提出のところで、もうさすがにもう内閣府に出している法人はなくなったので、年度報告書と東京都に提出した、または内閣府と括弧してしまっただけで構わないと思います。

事務局 はい。

関口委員 以上です。

久塚会長 9ページはいいですね。

事務局 はい、ありがとうございます。

久塚会長 7ページは関口さんの発言の趣旨はわかりましたか。逆に言うとあれなのかね、私なんかこう社員または正会員である場合には審査からおりることで担保する、申請することを担保できるようなことは可能なのですか。

伊藤委員 やっていたよ。

宇都木委員 一緒だよ、一緒にはできない、いつもやっている。

伊藤委員 企画書にも載って。

久塚会長 というか、これ、確認書というのはだれが書く？

事務局 事務局ですが、団体が書く項目で。

久塚会長 これに委員が団体はフリーにさせて、委員が、ああ、かかわっているから審査から抜けるという手続が、国のこういう審査をやっているのですけれども、利害関係者が。

宇都木委員 直接その団体とか事業にかかわっている以外は原則としては扱わないということだね。

伊藤委員 そう、そう。

久塚会長 だから、同じ学会にいた、指導教授になったという意味ではないので審査委員から外れると審査委員の受け手がなくなるからやめてくださいと書いてある。だから、私は今審査が終わったけれども、すごい点数の。ああ、こいつがいるのか、これがあるのかというのを知っているのがダアッとこう申請してくる。

関口委員 今ちょっといいですか、この広報『しんじゅく』のこの区民委員の募集にも、同会議の委員が所属する団体、つまりだから公募区民の方々が所属、別に公募区民だから私ではなくていいのだけれども、同会議の委員が所属する団体は、NPO活動資金助成、協働事業提案の申請はできませんと書いてあるわけなので、この所属するというのがどこまで含むのかということです。

宇都木委員 少なくとも社員はだめだな。

関口委員 社員は。

宇都木委員 所属だから。

関口委員 正会員とか、また役員もだめでしょうね。

宇都木委員 いやいや、役員は。

伊藤委員 当然。

宇都木委員 役員はもっとだめだよ。

関口委員 もっとだめですよ。

宇都木委員 だから、正社員はだめということになる。だから、役員は正社員ではないやつが役員になれないのだから。

野口委員 ボランティア社員。

関口委員 役員、正会員はだめとなって、ただそのボランティアとか、そこまで含めて言ってしまうと本当に担い手がなくなってしまいます。

久塚会長 たまに寄附していたりしますよ。

関口委員 寄附者も関係者と言ったら関係者かもしれません。

伊藤委員 会員はあまり寄附的なやっている会員、それからボランティアという会員がいるから厳密にそこまでいかないのかもわからないけれども。その正会員。

久塚会長 これはちょっと時間がかかるから整理しよう。

伊藤委員 そう。

久塚会長 ここの委員はいろんなところでご活躍なのであまり広くとると、それでなくても助成を申請してくるところが少ないので、これが足かせになっているとよくないよね。

宇都木委員 だけど、これもだからといって無原則というわけではないから。

久塚会長 だから、できませんと書いてあるのだけれども、これからは何て言う方法だっけ。

関口委員 同会に委員が所属する団体はNPO活動資金助成、協働事業提案の。

久塚会長 ああ、所属する。

関口委員 だから、所属する。

久塚会長 ああ、はい、はい。不明な点はお問い合わせくださいと、それしかないね。

太田委員 そこまで何か。

久塚会長 所属するとどうかぐらいな。

伊藤委員 ボランティアは直接出る必要はないのだから。

宇都木委員 だけど、この審査委員会に属している人たちだから、そこが前提だから。

久塚会長 あまり厳密に言ったら新宿区に住んでいる人が委員なんかご遠慮くださいということになる。

伊藤委員 そうやったらほとんどにかかってきてしまう、何の委員も。利害関係者、ほとんどだものね。

関口委員 確認書についてですが、登録のときに提出してもらってもあまり意味がない

のではないかなと思います。申請のときにむしろ必要では。つまり助成金の審査の段階でかかわってくる話なので、その申請と登録を例えば4年前にしている、この当時は例えば私が正会員になっていない団体も、申請するときになったら正会員になっている可能性があるのではないですか。

宇都木委員 それはある。

関口委員 だから、その登録するときこれ確認書をとるというよりは、どっちかというとその助成の申請をするときに確認書も、確かにこの今のメンツはかかわりありませんというふうにとったほうがいいのかもしいかなど。

久塚会長 委員が交代することによって復帰したりいろいろするわけだね。

関口委員 まあ、その可能性はありますね。

久塚会長 極端に言えば1年、半年で可能性が出たり消えたりする。

伊藤委員 申請したいからおりてしまうとか。次にそれが通ったらまた次の年に入ったとか、呼ぶ、悪いことを言うとか。

関口委員 まあ、まあ、そうですね。

伊藤委員 それ、でも今言った確認の時期によっては違ってくるから。

久塚会長 だから、基本的にやっぱり。団体の責任にするよりは審査委員の責任の問題にしたほうがいいと、私はいいと思うけれども。

伊藤委員 そう。

関口委員 あとはやっぱりその当該団体のときは抜けるとか、それは普通のNPO法人の理事会のときもずっとそうですから。

伊藤委員 うん、何でも大体そうだ。

関口委員 普通そうですから、利害関係がある人は期限つきにする。それでやったほうが申請数はふえるような気がしますけれども。

宇都木委員 それはだから、これを、ここに書いてあるのはある意味で抽象的でもいいけれども、具体的な事例が生じた場合にどうするかというのは、それは委員会の議論でいいと思うのです、今までやってきたことで。

久塚会長 あまり文言に出すと。だから、人事、大学の教員の人事でもうるさいよ。その指導教授であったこと、どこまでが指導教授であったのか。それは学部ときにゼミの先生を指導教授と言うかどうかというのは、一体審査委員なり手がなく、最近なくなりつつある。もうみんな逃げるためにかかわっていましたがいろいろ言い出すから。

宇都木委員 そのことによって利益が出るというかな、利益なんかないでしょう。

伊藤委員 そうそう。

久塚会長 だから、要はこの制度、新宿区がNPO、市民団体をどうとらえ、考えているのかと、これを使ってそれと一緒に、その大もとに帰ると変なことにならなくてまちが元気に、区民のために、住民のために元気になればそれでいいという諸活動というか市民活動、その趣旨をまた考えた折にはできるだけいろんな人に参加してもらえばいいという。

宇都木委員 これはこれでいいのではない、出てきたらまたそこで議論すればいいでしょう。面倒くさいことにはならないのだから。

久塚会長 助成事業の募集はいつから始まりましたか。

事務局 例年4月の頭から約10日間くらいで。

久塚会長 新しい公募委員はいつ決まりますか。

事務局 こちらは3月上旬の予定です。

久塚会長 はい。それが決まったときにどう、それと両方重なるというか、出てくるものですか、影響が。

事務局 そうですね、一応この広報では申請できませんとうたっていますので、ことしについては。

久塚会長 これをどういうふうに出すかなのかね。

宇都木委員 いや、結論を見てみないとわからない、だれが申請してきたかというのを見てみないと。

関口委員 あとはだからさっきのあれではないですけども、やめると言って。

宇都木委員 だから、このままでいいよ。そんな仮定の話したってしょうがない話だから。あとすぐわかるのだから。

久塚会長 はい、わかりました。

では、ちょっと何か大きな作業が二つ目のことで高橋さんに出てきたけれども、画面上で多分できる処理はそうしていただいて、議題に対してなければ。さっきの伊藤さんがおっしゃった吹き出しみたいなのを挿入したらそんなに大作業ではないかもしれない。でき上がり、整理についてはこちらのほうでよろしいですかね。

各委員 はい。

久塚会長 では、そうさせていただきます。次のその他ですかね。

事務局 はい。次回の開催ということで2月5日の10時からでございます。場所は第4委員会室をとっております。11時半から区長のほうが参りまして評価書を久塚会長から渡していただいて、写真を撮らせていただくという形になります。前回の協働提案制度のお写真等はこちらホームページのほうに載っております。今手元にもありますので、これはまた回していただければと思います。

先ほどご指摘いただきました3カ所の修正につきましては、事務局とあと久塚先生のほうで直させていただこうと思います。

久塚会長 では、会議を終わりたいと思います。

各委員 ありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

— 了 —